破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第７５１号
埼玉県入間郡越生町大字小杉681番地６
債務者　金塚　公生
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島田　浩孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月１日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７５９号
埼玉県川越市大字今福1072番地５
債務者　坂口　信雄
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　恭子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月25日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３９５号
静岡県熱海市下多賀1411番地の２、前住所静岡県熱海市下多賀1415番地の14
債務者　永田　英昭
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古川　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第７６９号
埼玉県日高市大字女影197番地４
債務者　宇敷　好雄
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　間川　　清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月１日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１９３３号
北海道千歳市日の出２丁目２番７号
債務者　明間　広宣
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深村　真人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９６号
山形県米沢市下花沢１丁目11番19号置賜森林管理署下花沢公務員宿舎201号室
債務者　早田　吉郎
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇野　和娘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第３１７号
大津市月輪３丁目26番18号エクセルハイツ202号、前住所滋賀県守山市水保町1394番地セザール琵琶湖大橋804号
債務者　田辺ふみ枝
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向川さゆり
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５８号
滋賀県長浜市余呉町中之郷933番地12
債務者　大澤　洋一
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森野　有香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第６０号
滋賀県長浜市宮司町858番地１　リバティハイツ103号室
債務者　大澤美智代
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森野　有香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第８５５号
東京都昭島市中神町２―22―29―212、住民票上の住所神戸市東灘区御影本町２丁目８番20―1406号
債務者　横川　　実
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅田　修宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３６９号
広島市佐伯区坪井２丁目1103番地５
債務者　菊川　辰之
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　文治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月13日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３４号
広島市南区青崎２丁目19番１―238号
債務者　長島芙三子
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　周子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４５３号
広島市西区田方２丁目２番６―301号
債務者　時田　俊雄
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片島　由賀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月29日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９９８号
広島市安佐南区八木９丁目10番35―202号
債務者　樽岡　裕剛
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月29日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９９９号
広島市安佐南区八木９丁目10番35―202号
債務者　樽岡　節子
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月29日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３４号
山形県寒河江市大字白岩112番地の44
債務者　木村　　彰
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　定治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月１日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６２１号
大津市稲葉台６番11号、前住所京都市伏見区向島本丸町70番地の15
債務者　中林　祐介
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月22日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
大津地方裁判所民事部